日調連発第２８３号
平成２８年１月１５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（水戸、金沢及び宮崎以外は、参考送付）宛て標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３号
平成２８年１月８日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（水戸，金沢及び宮崎以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については平成２７年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年２月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

平成２８年２月１日（月）

水戸地方法務局	日立支局
同	常陸太田支局
同	土浦支局
同	つくば出張所
金沢地方法務局	
同	小松支局
同	七尾支局
同	輪島支局
宮崎地方法務局	
同	延岡支局

同　　小林出張所